

Japan Ethiopia Trade Investment Center

一般社団法人 日本エチオピア貿易・投資センター

寄附金申込書

一般社団法人 (西暦) 年 月 日
日本エチオピア貿易・投資センター 御中

貴センターの趣旨に賛同し、下記の通り寄附を申し込みます。

ふりがな 寄附金申込者名：
ふりがな 〒 住所： TEL:
ふりがな 団体名：
ふりがな 代表者名： 印

記

寄附金の額： 金 円
払い込み日： (西暦) 年 月 日
払い込み方法： 銀行振込み ・ その他 ()
減免税の措置 法人：一般寄附金として、一定限度額が損金算入できます。

振込先口座： 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通 8473928 名義 一般社団法人 日本エチオピア貿易・投資センター
--

事務局住所：〒550-0013 大阪市西区新町 1-4-26 ニッケ四ツ橋ビル 9 階
在大阪エチオピア連邦民主共和国名誉領事館内
TEL. 06-6531-6530 FAX. 06-6350-8218

Japan Ethiopia Trade Investment Center

一般社団法人 日本エチオピア貿易・投資センター

寄附金等取扱規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本エチオピア貿易・投資センター(以下、「当法人」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一般寄附金 当法人の会員を含む広く一般社会に、募金を行うことにより受領する寄附金。
- 特定寄附金 前号のほか、会員を含む広く一般社会から受領する寄附金であって、その用途、処分及び保有形態について制約が課せられた寄附金。

(用途)

第3条 受領した一般寄附金は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充当するものとする。

(申込み)

第4条 会員以外からの寄附金を受領する場合は、別に定める寄附金申込書により申込みを受け、原則として理事会の承認を得なければならない。

(受領書等)

第5条 一般寄附金及び特定寄附寄附金を受領したときは、寄付者に対して領収書を発行する。
2 一般寄附金及び特定寄附金の寄附者氏名、金額等を理事会において報告する。

(その他)

第6条 この規定の制定又は改定は理事会で決定する。

(補則)

第7条 この規定に定めるもののほかは、必要に事項は理事長が別に定める。

付則 この規定は、一般社団法人日本エチオピア貿易・投資センターの設立の登記の日から施行する。